

別紙様式 5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	福島県公安委員会 第 2 5 0 7 6 2 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	ウルトラ代行 代表 大森 秀彦
	主たる営業所が所在する市区町村	福島県須賀川市
処 分 年 月 日		令和 5 年12月11日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第12条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約について、保険（共済）掛金の未払いにより契約が失効した随伴用自動車を使用して自動車運転代行業務を行ったこと。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）及び第22条第2項（指示）
処分を行った都道府県		福島県

注) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。

別紙様式 5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	福島県公安委員会 第250790号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	未来代行 代表 大竹 義和
	主たる営業所が所在する市区町村	福島県南相馬市
処 分 年 月 日	令和5年12月11日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第12条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約を締結していたものの、保険（共済）掛金の未払いにより保険（共済）契約が失効した状態で、自動車運転代行業務を行った。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）及び第22条第2項（指示）	
処分を行った都道府県	福島県	

注）処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。